

主な農業制度資金

令和7年11月19日現在

[illegible]

※1 貸付金は、国が資金ごとに毎月定めるものを適用（平成27年1月22日現在）
※2 農産物産出促進資金貸付金（6次産業化推進整備事業に限る。）の補助残として活用する場合に限り、貸付当初10年間に上乗補助
※3 農地・農地上に地域の中核となる経営体として位置づけられた認定農業者が借り入れる場合に、農林水産省定期金融給付の貸付助成により貸付当初5年間の無利子化（融資枠の範囲内。）
※4 事業資金支援資金の中心は、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合にとしては、100%
※5 農地を通じた転貸の場合は保証を付すことができる。
※6 市町村において青年等就農計画の認定を受けた者、ただし、青年等就農資金は、認定農業者となった時点で新たな借入が不可となる。
※7 青年等就農計画の認定を受けた者又は旧農振促進法第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けた者（経営開始後5年以内かつ認定後10年以内の者に限る。）
※8 認定農業者が農地等又は未熟地の取得のために借り入れる場合、かつ500万円以上の借入れがある場合、把握期間15年以上にわたる。

△：機械の賃借料に限る。

※12 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1/2以上を占めていれば貸付可能

※13 経営開始初年度および経営規模拡大時：限る。

※14 認定就農計画に定める所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。

た貸付限度額の4倍の金額を支付限度とする。

を受ける者に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。

※9 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合は、記載された貸付限度額の4倍の金額を貸付限度額とする。

※10 エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。

※11 農業改良金融助成法第4条に規定する特定地域資金の貸付を受ける者等。